

平成22年5月17日、第35回あるべき税制委員会が経団連会館で開催されました。今回は、土居丈朗委員（慶應義塾大学経済学部教授）から、「『地域主権』確立に必要な改革」と題してお話をいただき、議論を行いました。資料は別添です。

（話の概要）

「地域主権」確立のために必要な改革としては、自治行政権、自治財政権、自治立法権の3つである。自治財政権の確立に必要なことは、以下の5つである。

1. 国と地方の役割分担の明確化
2. 基礎的サービス（最低保障部分）は財源保障する「一括交付金」化
3. 公平と機会均等のために財政調整だけを行う地方交付税制度の改革
4. 地方自治体の財源を独自に賄えるようにする地方税制の改革
5. 放漫財政を抑制する地方債制度の改革

「三位一体の改革」は次のような罠に陥った。まず、国庫補助負担金削減と税源移譲のパッケージであるが、経済力の弱い地域の自治体は、補助金減額 > 税収増額となり、収支悪化につながった。これが、地方交付税の増額要求になったわけだが、地方交付税（特に財源保障）に依存したままでは「地域主権」は確立できない。

次に、地方交付税改革の不徹底が挙げられる。地方交付税とは、国が国税の一定割合を用途を制限しない財源として地方公共団体に移転するもので、地方交付税総額（一般会計から支出）＝（所得税＋酒税）×32%＋法人税×34%＋たばこ税×25%＋消費税×29.5%となっている。財源保障機能（国が義務付けた事務の財源を保障）と財政調整機能（税収格差是正）の2つを併せ持つ。

しかし実際には、税収格差是正の要望が強く、地域的な偏在が少ない地方税制の構築とともに、地方財政制度の中で財政調整機能を補強する必要がある。今後の財源保障機能の在り方としては、義務付け・枠付けの廃止縮小により、財源保障機能は縮小されるもの（だからといって、直ちに財政力が弱い自治体の財源が失われるわけではない）である。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。